

令和3年度 宮崎県環境情報センター運営等に係る 業務委託仕様書

I 宮崎県環境情報センターの運営に関する業務

1 宮崎県環境情報センター（以下「環境情報センター」という。）概要

(1) 設置目的	県民の環境保全に関する知識の普及と啓発、環境教育や環境保全活動を支援する
(2) 場所	県立図書館1階（宮崎市船塚3丁目210番地1） ※場所の使用等については、別添①の「宮崎県環境情報センターに関する覚書」に従うこと。
(3) 委託期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
(4) 運営日 及び時間	県立図書館の開館日及び時間と同じ 開館：火曜日～日曜日・祝日 午前9時から午後7時まで 休館：ア 毎週月曜日 イ 年末年始(12/29～1/3) ウ 特別整理期間
(5) スタッフ	ア 次の条件を満たす職員を配置し、以下に定める業務を行える体制をとること。 ・環境に関して幅広い知識を有する者 ・ホームページの作成・更新に関して知識・技能を有する者 イ 総括担当として1名を選任すること。（常駐者が兼ねることも可）
(6) 設備 及び備品	[設備] ア 電話：0985-23-0322（名義は「宮崎県」） イ ファクシミリ：0985-26-4720（名義は「宮崎県」） ウ ホームページ：http://eco.pref.miyazaki.lg.jp/center/（宮崎県が管理） [備品] ア 県が管理する備品は、別添②「備品一覧」のとおり イ ファクシミリ1台、コピー複合機1台、パソコン2台は、受託者がリース契約により設置

2 相談対応等主要業務の内容

項 目	備 考
(1) 来所者、電話、電子メール等での相談や問い合わせに対する対応	・各対応内容は記録すること。
(2) 環境に関する情報の収集・提供	
① 環境関連図書・パネル・VTR・DVD等の収集・紹介	・必要に応じて図書や教材を購入し適正に管理するとともに、効果的な活用に努めること。
② ホームページを通じた情報発信	・定期的にイベント・講座、活動事例等の情報を収集し、ホームページ等を活用して配信すること。
③ 宮崎県森林環境税のPR	・宮崎県森林環境税に関する資料・パネル等を設置し、森林の公益的機能の重要性や宮崎県森林環境税の用途などの普及・PR等に努めること。
(3) 環境講座・出前研修の実施 (年30回以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・県民からの依頼等に応じ、センターの職員自らが企画して環境講座を開催すること。 ※4Rの推進、森林環境教育については必須内容の内訳(目安) <li style="padding-left: 20px;">(4Rの推進：総実施回数のうち半分程度) <li style="padding-left: 20px;">(森林環境：総実施回数のうち1/4程度) <li style="padding-left: 20px;">(その他：総実施回数のうち1/4程度)
(4) 県民が取り組む環境教育への支援について	
① こどもエコチャレンジ推進事業における各施設への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・県が指定あるいは認定した施設の活動状況を把握し助言を行うこと。 ・指定施設や認定施設の指導者を対象とした研修会を開催するなど、定期的に情報提供を行うこと。 ・環境森林課と連携して指定あるいは認定にかかる審査や認定証の交付にかかる準備等を行うこと。 ・リサイクル工作の作り方を説明した動画を作成し、ホームページに掲載の上、保育園などに周知すること。
② こどもエコクラブ宮崎県事務局としての業務	<ul style="list-style-type: none"> ・本クラブの宮崎県事務局としての事務を行うこと。 ・本クラブ事業の普及・促進等を図ること。
③ 次世代エネルギーパークに関する相談や問い合わせ対応、PR	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代エネルギーパークの中心施設として県民からの相談・問い合わせ対応、PRを行うこと。
④ 他の団体等が実施する講座等への支援・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・県民、事業者等の要望に応じて、講座やイベントの実施に係る支援・協力を行うこと。

(5) 県立図書館との連携について	
① 県立図書館と連携した講座・企画展等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県立図書館と連携して事業や企画展等を実施する（環境関連図書の紹介、館内の施設の活用等）こと。 ※県立図書館、環境森林課、環境情報センターで定期的な情報交換・協議を行うこと。
② 県・市町村図書館等とのネットワークを活用した企画の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村図書館での環境教育の推進について、企画すること。
(6) 関係団体との連携について	
① 環境みやざき推進協議会や宮崎県地球温暖化防止活動推進センターの活動に対する協力	
② 県内のNPO法人等環境保全に取り組む民間団体等との連携とそれらの活動に対する支援・協力	
③ 森林環境教育の取組の強化を図るため、公益財団法人宮崎県緑化推進機構との連携を図り、環境保全アドバイザーの派遣等の調整を行うこと。	

3 みやざき環境大学開催業務の内容

環境教育指導者のさらなる指導力の向上や指導者間の連携及び活動家（高校生・大学生等）との連携体制の構築を円滑かつ具体的に行うため、以下の条件で開催すること。

項目	備考
(1) みやざき環境大学開催について	
① プログラムについて	<ul style="list-style-type: none"> ・次の各テーマに関する講座を必ず1回以上（計6回以上）含む日帰り3回以上又は日帰り1回以上と1泊2日1回以上のプログラムを作成すること。 <ul style="list-style-type: none"> ○低炭素社会の構築（地球温暖化対策、エネルギー等） ○循環型社会の形成（ゴミ減量、リサイクル等） ○自然共生社会の形成や生物多様性の保全 ○大気、水環境等の保全 ○森林環境教育 ○環境教育全般やコミュニケーション手法 ・座学（60分程度の講師による研修）とフィールドワーク（60分～90分程度の環境教育関連施設の見学等）の講座を組み合わせたプログラムとすること。 ・参加者同士の意見交換の場を設けること。 ・地球温暖化防止活動推進員と環境保全アドバイザーについて制度概要を説明する時間を設けること。 ・講師のプロフィール等を記載したプログラムの作成と配付を行うこと。 ・アンケート調査（地球温暖化防止活動推進員等への就任希望に関する設問を含むもの）を実施し、結果を報告すること。

② 参加者について	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育指導者（環境保全アドバイザー、地球温暖化防止活動推進員、自然保護推進員、環境保全団体メンバー、教職員等）と活動家（高校生・大学生等）とすること。
③ 参加者の募集について	<ul style="list-style-type: none"> チラシ等を作成すること。 対象者へのチラシの発送と申込受付を行い、受講者を決定後、決定通知を行うこと。 定員を超えて申込みがあった際は抽選とし、参加できなかった申込者にはお詫びのお知らせを返送すること。
④ 講師について	<ul style="list-style-type: none"> 講座内容に関し、専門性を有し、実績があるかを考慮すること。 講師、出演者等の送迎、アテンドを行うこと。
⑤ 集合場所について	<ul style="list-style-type: none"> 参加者確保、地球温暖化防止の観点から、公共交通機関を利用できる、利便性の高い場所とすること。
⑥ その他	<ul style="list-style-type: none"> 会場演出・設営、備品（映像機器、PC等）の手配、講座等の進行、運営を行うこと。 開催に必要な準備一切を行うこと。

4 環境保全アドバイザー派遣業務の内容

項目	備考
(1) 環境保全アドバイザーの派遣と広報 (年100回を目途)	<ul style="list-style-type: none"> 本制度を広く県民に紹介し、利用を促進すること。 県民等の要請に応じてアドバイザーを選定し、派遣すること。 アドバイザーに対して謝金、旅費を支払うこと。 派遣毎に報告事項をまとめること。 アドバイザーの専門分野や講座内容の例、実績を分かりやすくまとめたカルテを作成し、チラシ等と併せて活用依頼を行うこと。 <p>※アドバイザーの登録は環境森林課で行う。 ※要綱等は別添③-1及び③-2のとおり。</p>

5 業務の記録・報告について

項目	備考
(1) センター業務日誌の作成	毎日 ※日誌の様式は別添④のとおり
(2) 利用者報告書の作成	毎月（翌月5日までに作成）
(3) 委託業務終了時	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務について速やかに報告書を作成・提出すること。 環境講座、出前研修の開催実績については、開催毎に

報告事項をまとめること。

- ・みやざき環境大学の開催に伴い作成した広報用チラシデータを提出すること。

※上記のほか、環境森林課から委託業務に係る報告等を求められた場合は、速やかに報告を行うこと。

II 宮崎県次世代エネルギーパーク活用推進に関する業務

1 宮崎県次世代エネルギーパーク（以下「次世代エネルギーパーク」という。）概要

(1) 目的	再生可能エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーに、実際に県民が見て触れる機会を増やすことを通じて、エネルギー、環境問題への理解と関心を促す。
(2) 認定時期	平成25年9月（経済産業省資源エネルギー庁から認定）
(3) 認定施設	中心施設を除く28施設（令和3年2月現在） ※施設については、今後増減の可能性あり。 【現在の施設】 (中心施設) 宮崎県環境情報センター（宮崎市） (太陽光発電関連) 宮崎大学集光型太陽光発電システム（宮崎市） 宮崎ソーラーウェイ（都農町） 大淀ソーラーパークⅠ～Ⅴ（三股町） 西都市清水メガソーラー発電所（西都市） 清武発電所（宮崎市） ETOランド速日の峰MS発電所（延岡市） ソーラーフロンティア株式会社 国富工場（国富町） 株式会社MFE HIMUKA 太陽光発電オフグリッド (太陽熱利用関連) 宮崎大学ビームダウン式太陽集光装置（宮崎市） (バイオマス関連) エコクリーンプラザみやざき（宮崎市） みやざきバイオマスリサイクル発電所（川南町） 株式会社三共（小林市） 清本鐵工株式会社フォレストエナジー事業部（門川町） 中国木材バイオマス発電所（日向）（日向市） 都城市クリーンセンター（都城市） 延岡市清掃工場（延岡市） 株式会社グリーンバイオマスファクトリー宮崎都農発電所 (バイオガス関連) 霧島酒造(株)焼酎粕リサイクルプラントおよび発電施設（都城市） 高千穂牧場バイオマスプラント（都城市） 宮崎処理場（宮崎市） 妙田下水処理場（延岡市） (水力関連) 綾第二発電所（水力発電所）（綾町） 小丸川発電所（木城町） 諸塚小水力発電所（川の口）（諸塚村） 大日止昂小水力発電所（日之影町） 田代陣の池ホタル谷小水力発電所 (風力関連) 中九州大仁田山風力発電所（五ヶ瀬町）

	(天然ガスコージェネレーションシステム関連) 宮崎市自然休養村センター (宮崎市)
(4) 委託期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

2 業務の内容

項目	備考
(1) 見学にかかる相談・問い合わせ対応について	<p>中心施設である環境情報センターが相談・問い合わせの対応をする。</p> <p>【内容】 環境情報センターは見学希望者から希望施設や希望時期、人数等を確認し、各施設の担当者と受入調整をすること。(詳細は見学希望者と各施設の担当で調整。)</p> <p>見学者に対し見学後概ね1か月以内に実績報告書の提出を求めること。</p>
(2) 次世代エネルギーパークなどをPRするためのパンフレット等の作成及び発送	<p>各施設の紹介等を掲載したパンフレットを発行すること。</p> <p>※可能な限り環境情報センターや環境保全アドバイザー制度等の紹介も行う。</p> <p>※令和3年12月末までに発行するものとする。</p> <p>【発行部数】 ・5,000部以上</p> <p>【送付先】 ・市町村・県内学校(幼稚園・保育所等も含む)等</p>
(3) 見学会の開催	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代エネルギーパーク施設と県内の自然・食・文化等を融合させた見学会を開催すること。 ・子どもから大人まで参加可能な見学会を企画し、参加者の安全には十分配慮すること。 <p>【実施回数】 ・3回程度とする。</p>
(4) 連絡会の開催	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代エネルギーパークを活用した環境・エネルギー教育についての今後の方策について検討すること。 ・エネルギーのみならず、地球温暖化、廃棄物・リサイクル等、環境各分野とのつながりについても検討できるよう工夫すること。 ・連絡会の構成員や内容については、県と十分協議の上で実施すること。

3 業務報告について

項目	備考

(1) 委託業務終了時

- ・ 委託業務について速やかに報告書を作成・提出すること。
- ・ 事業実績については、事業毎に報告事項をまとめること。

※上記のほか、環境森林課から委託業務に係る報告等を求められた場合は、速やかに報告を行うこと。

III その他

新型コロナウイルス感染症の影響等により、本仕様書に定める業務の実施が困難な場合は、実施の可否又は方法について、書面により甲と協議すること。